

区分 I:村民税非課税世帯の各所得が必 要経費・控除(年金の所得は控

除額を80万円として計算)を差 し引いたときに〇円となる方。

区分Ⅱ:村民税非課税世帯の方で低所得 I以外の方。

■ 一部負担金 (医療費) の自己負担限度額 (月額)

所得区分	個人 (外来のみ)	世 帯 (外来と入院を合算)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費 -267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
区分II	8,000円	24,600円
区分I	8,000円	15,000円

■ 入院時食費の標準負担額

所得区分		1食当りの食費
現役並み所得者		260円
一般		
区分Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を 超える入院	160円
区分I		100円

■ 療養病床に入院した場合の食費・居住費の標準負担額

所得区分	1食当りの食費	1日当りの居住費
現役並み所得者 一般	460円	320円
区分II	210円	320円
区分I	130円	320円
老齢福祉 年金受給者	100円	0円

/勝れた自治が出来 住民の声が届きやす を進めて行

れるのです

林のの

強面の

後期高齢者医療制度加入者の皆様へ

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

保険証と併せて、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新します。

すでに有効期限が平成21年7月31日までの減額認定証をお持ちの方で、村民税非課税世 帯の被保険者で引き続き減額認定証の交付対象となる方全員に、7月下旬に新しい減額認定証 を送付します。送付方法は、保険証と同様に「転送不要」とさせていただきます。

新しい減額認定証がお手元に届きましたら、住所や氏名などの内容を確認してください。古 い減額認定証は、8月1日以降に返還していただくか、ご自身で裁断するなどして破棄してい ただいても結構です。

なお、減額認定証の交付に当たりましては、今年度から、該当する被保険者の方々の負担軽 減のため、減額認定申請書を提出していただく必要はございませんが、次の場合は減額認定申 請書の提出をお願いします。

- ①「適用区分Ⅱ」に該当する方のうち、平成21年8月以降の申請月以前12月以内の入院日数 が91日以上となる方で、長期入院該当認定を受けようとする方
- ②今までに減額認定証の交付を受けたことがない方で、はじめて減額認定証の交付を受けよう とする方
- ※ 申請は、随時受付しています。 申請に必要なものは、保険証及び印鑑です。

-限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)とは-

村民税非課税世帯の被保険者(適用区分Ⅰ・Ⅱ)の方は、限度額認定証を医療機関に提示 することで、入院したとき、窓口で支払う自己負担限度額及び入院時の食費・居住費が引き 下げられます。

※世帯に未申告者がいると、村民税非課税世帯に該当しません。

後期高齢者医療制度の窓口及びお問い合わせについては下記までお願いします。 保健福祉課 医療給付係(役場1階左側事務室) 直通79-7925

CONTENTS



●表紙写真/6月17日に原小学校でプール開き が行われ、シーズン中の安全を祈り、お清めの神事 を行いました。また、代表児童の3名が今年の水泳 について目標を発表しました。すでに水泳授業は始 まっており、夏休み明けの8月末まで泳げるというこ とです。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について	2-3
■早寝・早起き・朝ごはんで生活リズムを整えよう!!	4-5
■部分日食を見よう	6
■有害自動販売機NO運動をすすめよう	7
■少年犯罪によって被害を受けた方のための新しい制度	3
■農政補助事業	Ç
■村づくり通信	10
■くらしの情報	11-13
■行政情報	14-15
■保健・福祉の掲示板	16
■くらしのガイド	17
■はらむらとぴっくす	18-19
■はじめまして1才6ヶ月です	20

3 広報はら

風車と同じで、

生活リズムは整います

どこに風をあてても

0

0

さか原

oについて、かな成長のt原村の教育!!

毎年行っている食生活アンケートの結果とともにまとめてみました。ために、生活実態調査や料理教室など様々な活動をしています。今回は:課・保健福祉課・保育園・学校・PTA・医師などで構成される原っ子保証

魔く

+分な無限

の問題い

大切なのは規則正しい生活リズム!◇朝食の内容はどうでしょうか

朝食を食べていると言っても量が少なかったり、 例えば… 越来越

野菜不足の朝食を食べている子どもが目立ちます。

バランスよい

小学生31% 中学生32%

主食

主菜



- ・パン+スクランブルエッグ+ベーコン+ トマトとチーズのサラダ+コーンスープ
- ・ごはん+卵焼き+牛野菜サラダ+ ワカメと豆腐のみそ汁+さくらんぼ

野菜のおかずなし

小学生37% 中学生33%





例えば…

- ごはん+お肉+栄養ドリンク
- ・たまごかけごはん

主食のみ

小学生15% 中学生21%









例えば…

- ・ごはん+水
- ・パン+コーヒーゼリー

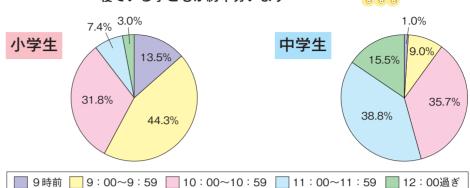
一人で朝ごはんを食べている子どもは、小学生14%、 中学生32%です。だれかと一緒に朝ごはんを食べて いる子どもの方がバランスのよい朝ごはんです。あ たたかい朝ごはんと家族のいる食卓が、子ども達の 心もあたたかくしますね。



◇寝る時刻をみてみましょう

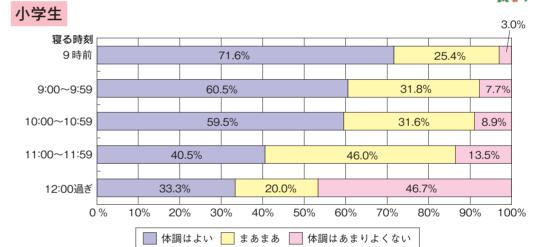
調査実施 平成20年6月 調査対象 茅野市・原村の小学5年生 497人 中学2年生 596人

小学生では10時以降、中学生では11時以降に 寝ている子どもが約半分います

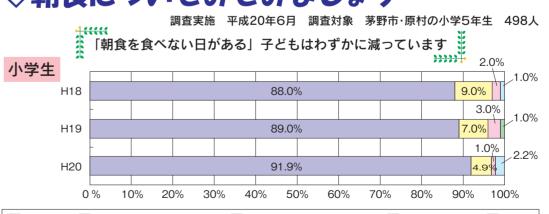


・夜型生活は体調にどのような影響を与えるのでしょうか

「いつも眠い」、中学生は「いつも疲れている」とこたえる子が多いです。



◇朝食についてみてみましょう



■ 毎日食べる ■ 週に1~3日食べない日がある ■ 週に3日以上食べない日がある ■ ほとんど食べない ■ 無回答

教育課 原っ子保健委員会

以前から提唱している朝ごはんの大陸委員会では、原村の子どもたちの健

給食の時間は、小学校は午後0時20分ごろから、中学校は午後0時40分ごろから 始まります。午前中のエネルギー源になる朝食を食べさせたいですね。

ライフマネージメント風車理論(小沢・西嶋)より ~おすすめレシピ~ ツナ缶ビビシバ丼 ほうれん草ともやし をゆでます。 炒り卵を作ります ツナか下味をつけ た肉を炒めて、野 菜と卵を戻します 味をつけ、ごはんに かけて出来上がり~ 一と主ゃベツのスープ



ウインナーとキャベツ を煮て、コンソメ、塩、 こしょうで味付け

出来上がり~

5 広報はら

有害自動販売機

NO

運動をすすめよう

子どもは見ています 大人の行動を!

ご協力をお願いします。

有害自動販売機を受け入れない土壌づくりに務め、「土地を提供しない」「設置させない」ことを確認し合い、地域ごとに「有害自動販売機NO宣言」・設置業者への撤去の要望をしていきましょう。

有害自動販売機 3ない運動の実践

設置させない 利用しない 放置しない

ー <mark>有害自動販売機</mark>は昼夜を問わず、 青少年が気軽に利用できてしまいます。

●今求められている大人の責任 「有害自動販売機NO(ノー)宣言」を地域ぐるみで行いましょう。

危険がいっぱいの 「出会い系サイト」から青少年を守るために

自分で守る、家族で防ぐ。「出会い系サイト」の被害対策

3DONO!

「出会い系サイト」関連事件の被害児童が急増しています。

●出会い系サイトには、危険がいっぱい。

出会い系サイトは、名前などを隠したままで、さまざまな異性と交際ができることから、暴力団の中には、出会い系サイトを利用して援助交際をさせ金を貢がせている者がいます。

- ●18歳未満の児童は、出会い系サイトを利用できません。
- ちょっとした興味本位のつもりでも、出会い系サイトを利用することは法律で禁止されています。
- ●出会い系サイトに児童を対象とした「書き込み」は犯罪です。 児童と性行為を誘う書き込み。小遣いなどをあげて児童との 交際を誘う書き込みは処罰されます。

3つの「しない」を守ろう

見ない

書き込まない

絶対に会わない

出会い系サイトの被害者は、 中・高校生の女子がほとんどです。



●携帯電話には「フィルタリングサービス」を

携帯電話会社では有害サイトへのアクセスを制御する「フィルタリングサービス」を提供しています。お子さんに携帯電話を持たせる際はご検討ください。

●携帯電話の使用状況を家庭で話しあいましょう。

お子さんがどのように携帯電話を使っているのか、家庭で話し合えるようにしましょう。

利用料金のチェックをするように心がけましょう。

原村教育委員会・原村青少年健全育成協議会

「部分日食を見よう」

開催地 原村 八ヶ岳自然文化園 日 時 2009年 7月22日(水) 午前9時~午後1時まで

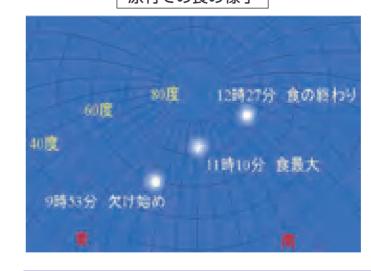


*イメージ写真

参加費 無料(時間内・参加自由)予約不要 内容 原村は、太陽が約75%欠ける部分 日食となります。望遠鏡・双眼鏡・ 太陽投影盤・特殊フィルムなどを 使い、太陽が欠けていく様子を観察 します。そのほか、太陽の形が変形 していく様子を日常品を使って観 察するコーナーも用意しています。 「日食観測メガネ」販売もあります。



原村での食の様子



日本では、46年ぶりとなる皆既日食が起こります。皆既の姿が見られるのは鹿児島県トカラ諸島などのごく一部で、全国のほとんどの地域では部分日食として見られます。皆既エリア以外ではダイヤモンドリング・コロナは見られませんが、太陽・月・地球が一直線に並んではじめて見られるのが日食です。この貴重な瞬間を皆さんと一緒に観察しましょう。

太陽を直接肉眼で見ることは絶対にやめましょう。特殊フィルムを使った「日食メガネ」を使いましょう。

お問い合わせ先

〒391-0115 長野県諏訪郡原村17217-1613 八ケ岳自然文化園 TEL 0266-74-2681 FAX 0266-74-2395

http://www.lcv.ne.jp/~bunkaen/ E-MAIL bunkaen@po19.lcv.ne.jp

農政補助事業

村では高齢化による農家戸数の減少に伴う遊休農地化の防止、農薬の適正使用等による食の安全に対する取り組み、農産物の品質の維持向上や生産者の負担軽減対策、農業生産に係る環境への配慮等、農業振興を図るため次の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

1 農地流動化補助事業

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家等に対し補助金を交付します。

補助率: 10aあたり5.000円

2 有害鳥獸被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対し、要した経費の一部を補助します。 対象資材等:防護柵 防護ネット等 補助率:購入費の10%以内

3 農業近代化資金融資利子補給事業

農業者等の農業経営の近代化を推進するに必要な生産施設等の整備拡充をはかるため、特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

対象資材等:融資に係る利子 補助率:1%以内

4 農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため資金融資を受けた認定農業者に対して、利子助成金を交付します。

対象資材等:各期間ごとの融資平均残高に係る利子 補助率:条例で定める率

5 集落営農組織育成事業

集落営農活動を推進するため、新規に営農組織を立ち上げるための活動に対して補助金を交付します。

対象資材等:会議日当等 補助率:経費の2分の1以内

6 高温障害対策事業

地球温暖化に伴い、夏の暑さで高原野菜及び花きの品質低下が懸念されます。セルリーやホウレン草をはじめとする高原野菜、鮮やかな花色を誇るスターチスなどの特色ある農産物を夏場の高温障害から保護し、産地としての地盤をより 堅実なものとするための資材購入費を一部補助します。

対象資材等: 遮光シート等 補助率: 購入費の10%以内

7 花き流通対策事業

花きの出荷に際し、鮮度保持の必要性から水揚げ材につけておく必要があります。水揚げ材の利用を奨励し、花きの品質を維持すると共に、出荷までの時間に余裕を持たせ、労力の軽減を図るための資材購入費を一部補助します。

対象資材等:鮮度保持材 補助率:購入費の10%以内

8 野菜花き作期拡大事業

高冷地における野菜花きの栽培は降霜及び低温障害により出荷時期が限定されてしまうため、パイプハウス、被覆材等の導入を進め購入費の一部補助をし、作期の拡大を図ります。

対象資材等:ビニールハウス被覆材 補助率:購入費の10%以内

9 地力增進連作障害対策事業

土壌消毒により連作障害を防ぎ、効率的で高品質な野菜・花きの生産を行います。また、収穫後のえん麦の作付けにより土壌改善と有機質の補填による地力増進を行うため、資材購入費の一部補助をします。

対象資材等: 土壌消毒剤 えん麦の種子等 補助率: 購入費の10%以内

10 農薬飛散防止対策事業

農薬の隣接圃場への飛散を防止するため、防風ネットの設置や、ブームスプレーヤーの飛散低減ノズルへの付替を行う 農家に対し、ネット、ノズル購入代金の一部を補助します。また、隣接する圃場への農薬飛散低減用障壁作物としてソ ルゴーの作付けが有効であることから、希望する農家にソルゴー種子の配布を行い、普及促進を図ります。

対象資材等:防風ネット 飛散低減ノズル 補助率:購入費の10%以内 ソルゴーの種子は無償配布

11 環境に優しい農業推進事業

近年、消費者から安全・安心で体にも環境にも優しい農作物が求められる傾向が強まっています。殺虫剤の散布量・散布回数を削減するため、ラノテープ(殺虫剤)、虫取り粘着板の普及を促進します。また、農業廃棄物の削減と焼却によるCO2の低減、回収にかかる手間とコスト軽減のため生分解マルチを使用する農家に購入代金の一部を補助します。

対象資材等:ラノテープ 虫取り粘着版 生分解マルチ 補助率:購入費の20%以内

12 カラス捕獲施設維持管理事業

農作物のカラス被害防止施設の新設・維持管理に係る経費の一部を補助します。

対象資材等:施設の設置費維持管理費等 補助率:経費の2分の1以内

各事業の詳細については、農林商工観光課農政係までお問い合わせください。電話79-7931(直通)

少年犯罪によって被害を受けた方のための新しい制度

平成20年12月15日から、少年犯罪によって被害を受けた方のために、新たに「少年審判の傍聴」と「審判状況の説明」の制度が設けられました。

少年犯罪の傍聴

少年の故意の犯罪行為(殺人、傷害等)や交通事件(自動車運転過失致死傷等)などによって被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合、被害を受けた方やご遺族の方などは、申出により、少年審判の傍聴を許される場合があります。



保護者 少年

審判状況の説明

少年犯罪によって被害を受けた方やご遺族の方などは、申出により、審判期日 で行われた手続などについて説明を受けることができます。

* 具体的には、審判期日の日時、場所、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、 処分結果等を指します。

その他の被害を受けた方のための制度

事件記録の閲覧・コピー

事件の記録を見たり、コピーしたりすることができます。

意見陳述

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、お気持ちや事件に ついての意見を述べることができます。



審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/)の「少年事件で被害にあわれた方のための制度」をご覧ください。